

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第538号)

平成20年4月4日

横 情 審 答 申 第 538 号
平 成 20 年 4 月 4 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
く諮問について（答申）

平成19年10月18日まち建審第497号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「建中建第29号の文書2において「法第43条1項は安全上の観点から・・・接
道規定を満たしていると判断できますので、ご指摘の特定個人A名義の建物は適
法であると判断しています。」と記載しているが、特定個人A名義の建物の土地
は袋地であり、建築基準法第43条第1項に違反しており、建築確認どおりの建物
ではなく、建築基準法第45条にも違反していることから、上記の公文書虚偽記載
の文書を作成するにあたって根拠となった内部文書一式」の非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建中建第29号の文書 2において「法第43条 1項は安全上の観点から・・・接道規定を満たしていると判断できますので、ご指摘の特定個人 A 名義の建物は適法であると判断しています。」と記載しているが、特定個人 A 名義の建物の土地は袋地であり、建築基準法第43条第 1 項に違反しており、建築確認どおりの建物ではなく、建築基準法第45条にも違反していることから、上記の公文書虚偽記載の文書を作成するにあたって根拠となった内部文書一式」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建中建第29号の文書 2において「法第43条 1項は安全上の観点から・・・接道規定を満たしていると判断できますので、ご指摘の特定個人 A 名義の建物は適法であると判断しています。」と記載しているが、特定個人 A 名義の建物の土地は袋地であり、建築基準法第43条第 1 項に違反しており、建築確認どおりの建物ではなく、建築基準法第45条にも違反していることから、上記の公文書虚偽記載の文書を作成するにあたって根拠となった内部文書一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年 8 月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 建築物の敷地は、一般通行のほか避難上または消防上などで支障がないよう有効に道路に接していなければならぬことから、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第 1 項では建築物の敷地は道路に 2 メートル以上接するよう定められている。建築主事は、建築主から申請された建築計画の内容が上記を含む建築基準関係規定に適合するかを審査し、適合するものについては建築確認を行っている。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）が、違反しているにもかかわらず適法であると判定したと主張する部分については、客観的な事実を回答している。本件請

求の対象行政文書としては、鶴見区馬場7丁目の一部の公図の写し並びに特定地番Z、特定地番Y、特定地番X、特定地番W及び特定地番Uの全部事項証明書（土地）及び地積測量図の写し（以下「公図の写し等」という。）が該当するが、これらは不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき担当部署において一般の閲覧に供されている文書であることから、いずれも条例第17条第1項に該当し、開示請求の適用外の文書となる。また、本件請求の対象行政文書は、上記以外作成していない。したがって、本件申立文書は作成しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づいて非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 申立人の開示請求に対して実施機関から送付されてきた非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」において、「開示請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有しておりません。」という理由で非開示になっているが、本件申立文書が存在しないのであれば、建中建第29号の2（以下「本件回答部分」という。）を作成することは不可能である。また、申立人が実施機関の関係者にこれまで横浜地方法務局が保有している馬場7丁目の公図、特定個人A名義の2棟の建築確認、特定個人B及び特定個人C両氏の建築確認並びにそれら4棟に關係する土地登記簿等から本件回答部分が事実に反する虚偽記載であることを証拠を基に説明していることから明白である。
- (3) 平成15年3月25日に当時の建築局中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長は、馬場7丁目特定地番Tの土地に4棟の建築確認がありている現場調査を行った際に、特定地番S、特定地番Zの土地が一団の占有地、特定地番Y、特定地番X、特定地番Wの土地が一団の占有地であった事実として特定地番Zと特定地番Yの土地の土地境界には1段のブロックで分割されている状況を物的証拠として写真撮影を行い、その上、所長は、申立人に「申立人は、特定個人Aにこちらを通ってはいけないと何故言わなかったのですか。」という質問をしたので、申立人は所長に「特定個人Aより1ヶ月位遅れて入居したこと、土地付建物が分割払いであること、特定個人Bより土地を借りていたこと及び入居早々特定個人Aとトラブルを起こしたくなかったからです。また、特定個人Bから特定個人C、特定個人Dに貸与

していた土地を購入してほしいという依頼があった際、私は特定個人Aに、こちら側を通るのであれば、特定個人Bが買ってほしいという土地の半分を買ってはどうですかと打診したところ、特定個人Aは、いずれこの土地付建物は売却して息子と同居するし、特定個人E側も通ることができるの、特定個人Bの売地を購入する意思はありませんと断ったのです。」と回答したのである。

(4) 以上の経緯からも市当局は、特定地番Zの土地が袋地であることを現地検証を行っており、その上、横浜地方法務局保有の公図、土地登記簿及び地積測量図からも特定地番Zの土地が袋地であることが明白であり、さらに、本来、特定地番Zの土地の囲繞地通行権は、特定地番Sの土地の一部のみにしか存在しないと規定されている民法（明治29年法律第89号）第213条第1項にも違反しているにもかかわらず、本件回答部分において事実に反する公文書虚偽記載を行っていることから、その公文書虚偽記載を行うにあたり、作成の根拠になった文書が存在しないことはあり得ない。

(5) 特定個人F名義の2棟の土地付建物の土地が一団の共有の占有地となっており、特定個人C及び特定個人Dの土地付建物の土地が一団の共有の占有地となっていたことが分筆後の特定地番Zの土地と特定地番Yの土地の土地境界には、1段のブロックで分割されていたことが昭和42年4月から現在に至って物的証拠として存在していることからも明白である。

(6) 特定個人Gは、特定地番Zの土地付建物を特定個人Aより購入し、建替えのため申立人所有の土地を無断で特定個人G所有の土地とした建築確認申請を行っていたことが後日判明したので、申立人は、平成8年7月に当時の鶴見区の建築主事に異議申立てを行ったところ、当該建築主事は、異議申立ての調査を行い、その結果、要望書において「又、平成6年5月に特定個人Gより確認申請のあった特定個人Aの跡地については、異議の申立てがあり調査の結果、当該土地の所有関係及び建築基準法から建て替えはできない。さらに、過去に土地の権利関係で申立人と特定個人Aの間で争った民事上の裁判結果からも建て替えは現状ではできないものと考える。」と明記している。

(7) 以上のことから、本件回答部分において「法第43条1項は安全上の観点から・・・接道規定を満たしていると判断できますので、ご指摘の特定個人A名義の建物は適法であると判断しています。」と記載していることは、事実に反する虚偽の公文書であることから、その公文書を作成するにあたって理由・根拠となる文書

が存在するものと考え請求しているのである。

仮に、申立人の請求文書が存在しないのであれば、この文書を作成した市当局の職員は、公文書虚偽記載を行った違法行為に該当するために、この職員の懲戒処分を行うと同時にこの公文書虚偽記載の文書の抹消及び訂正を請求する。

(8) 本件のような案件を貴審査会に諮問を行う以前に市長は、市当局の職員の違法行為について厳重な処分を行うべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

実施機関が、本件回答部分において「法第43条1項は安全上の観点から、建築物の敷地が道路に2メートル以上接しなければならない旨を規定しているものであり、建築物のある一団の土地を占有或いは使用している場合は接道規定を満たしていると判断できますので、ご指摘の特定個人A名義の建物は適法であると判断しています。したがって、建築基準法9条に基づく違反建築物に対する措置を行うことは考えておりません。」と記載したことに対して、申立人は、本件請求の開示請求書において、特定地番Zの建築物が接道規定に違反していると記載していることから、本件申立文書は、実施機関が、本件回答部分を作成した時点において、特定地番Zの建築物が建築基準法の接道規定に対して適法であると判定した根拠となった文書であると解される。

また、申立人は、これまでに特定地番Zの建築物の建築確認に関して、損害賠償請求訴訟を提起するほか、多数の開示請求を行ってきており、さらに、本件の異議申立書において「公図、土地登記簿及び地積測量図からも特定地番Zの土地が袋地であることが明白」であると主張している。このような事情に鑑みると、本件請求の趣旨は、本件回答部分を作成した時点において、公図の写し等以外で、実施機関の判定の根拠となった行政文書の開示を求めるものと解するのが相当である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件請求の対象行政文書として公図の写し等が該当するが、これらの文書は不動産登記法に基づき担当部署において一般の閲覧に供されている文書であることから、条例第17条第1項に該当し、開示請求の適用外の文書であり、また、これら以外に該当する文書を作成しておらず保有していないため非開示としたと説明している。

イ 建築基準法第43条第1項の規定により、建築物の敷地は道路に2メートル以上

接しなければならないとされている。また、建築物を建築しようとする際に受け
る建築確認の審査方法は、原則として建築主から提出された書類の書面審査で行
われ、敷地の所有権や賃借権などの私法上の権原の有無は審査の対象には含まれ
ていないとされる（東京高等裁判所平成12年（ネ）特定事件番号損害賠償請求控
訴事件。なお、本判決は、申立人が、特定地番Zの建築物の建築確認が違法であ
るなどとして、横浜市及び建築主事3人に対して損害賠償を請求した事件の控訴
審判決である。）。これらのことから、本件回答部分を作成した時点において、
公図の写し等により特定地番Zの建築物が建築基準法の接道規定に適合している
か否かを判定し、また、公図の写し等以外に本件請求の対象行政文書は存在しな
いという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

ウ よって、実施機関が本件申立文書を不存在とした決定に特段不合理な点は認め
られない。

（3）結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、
妥当である。

（第三部会）

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年10月18日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年10月25日 (第116回第一部会) 平成19年10月26日 (第114回第二部会) 平成19年11月2日 (第49回第三部会)	・諮問の報告
平成19年11月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年12月7日 (第51回第三部会)	・審議
平成20年1月18日 (第52回第三部会)	・審議
平成20年2月1日 (第53回第三部会)	・審議
平成20年2月15日 (第54回第三部会)	・審議
平成20年3月7日 (第55回第三部会)	・審議